

非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等による離職を余儀なくされた方は、失業（離職）から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要です）

■対象者について

次の①～③全てにあてはまる方が対象となります。

- ①雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成23年3月31日以後であること
- ②離職日において、65歳未満であること
- ③雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

■適用される期間について

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。

※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、その時点までとなります。

■軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100/100として算定します。）

■申請に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証の写し
- 国民健康保険証
- 印鑑

※申請には個人番号（12桁）の記載は不要です。

■申請場所

税務課および各総合支所・出張所

■問い合わせ

税務課 課税第1班
☎0820（74）1008

公平性を確保するために～

後期高齢者医療保険料の滞納整理を強化しています

後期高齢者医療保険の保険料について

後期高齢者医療制度はみんなで支える制度です。

保険料の納付期限は、毎月末日、12月のみ25日（土日祝日の場合は翌日以降の最初の平日）となっています。

特別の理由もなく保険料を納めないでいると、通常より有効期限の短い保険証（短期被保険者証）を交付することがあります。

そのほか、延滞金が加算されたり、不動産や預貯金などの財産を差し押さえることがあります。

督促状や催告書などが届いたときは、お早めにご相談ください。

◆問い合わせ

健康増進課 医療保険班

☎0820（73）5502

税務課 徴収対策班

☎0820（74）1031

四境の役一五〇周年連載コラム⑨

大島商船高等専門学校 准教授 田口由香

▼大島口の戦い——大島出撃命令——

六月八日に久賀村が幕府直轄軍に砲撃された状況（コラム⑦）は、十日、山口の長州藩政府に届きました。その日の夜、藩政府は浩武隊と第二奇兵隊に、「このたび賊兵大島郡襲来につき、応援のため彼地急速出張仰せつけ候事」と、大島への出撃命令を出しました（「四境戦争一事」『山口県史 幕末維新4』所収）。遠崎まで進軍していた第二奇兵隊は、十四日に大島に向けて出陣します。また、藩政府は丙寅丸にも出撃命令を出し、高杉晋作に乗り組みを命じました。丙寅丸は、同年に長崎のグラバー商会から購入した九四トンの蒸気船オテントー号で、アームストロング砲を搭載して行きました。山口で命令を受けた高杉は、丙寅丸が碇泊している三田尻に向かつており、丙寅丸の大島出撃は高杉の独断とする説がみられますが、藩政府の命令によるものだったことがわかります（三宅紹宣『幕長戦争』）。また、藩政府は上関代官に対して、丙寅丸に大島郡の地理や航路に詳しい者を乗船させること、「船印の儀は

外国の旗を用い候につき敵船と見誤りこれ無きよう」（「四境戦争一事」同）と、外国の旗を掲げた丙寅丸を敵の船と見間違えないようにと命じました。このようにして、長州藩政府の指揮のもと、大島奪回の作戦がとられたのです。

◎次回は「大島口の戦い——大島奪回——」についてです。



▲遠崎から見た大島